

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送るために「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員と生徒会が中心となり、いじめ防止等の対策を行う。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 及び いじめ防止等の基本的な方針）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけない。

学校及び職員の役割

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

保護者の役割（いじめ防止対策推進法第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

保護者は、その保護する生徒等がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒等をいじめから保護する。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的参加・活躍するような授業づくりや集団づくりを行う。具体的な取り組みとしては、相互理解やSNS

の利用に関してなどの道徳を実施し、いじめの未然防止に努める。

- ・保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、いじめ防止強化月間等を実施し、いじめは絶対に許されないことの理解を促す。
- ・学校の教育活動を通して、生徒指導の機能を活かした「わかる授業」の展開等を行い、生徒の自己有用感等を高める。
- ・学校生活や生活ノート等を活用し、生徒の変化等について観察を行う。
- ・教職員は、自らの言動等が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して、指導にあたる。また、部活動等においても過度の競争意識、勝利至上主義により生徒のストレスを高め、いじめを誘発することのないように注意を払う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査を年3回実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。また、本校、関係機関等の相談窓口を周知する。
- ・ＳＣとの関わりを持たせ、相談しやすい環境をつくるために、１年生を対象にＳＣによる体験カウンセリングを行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

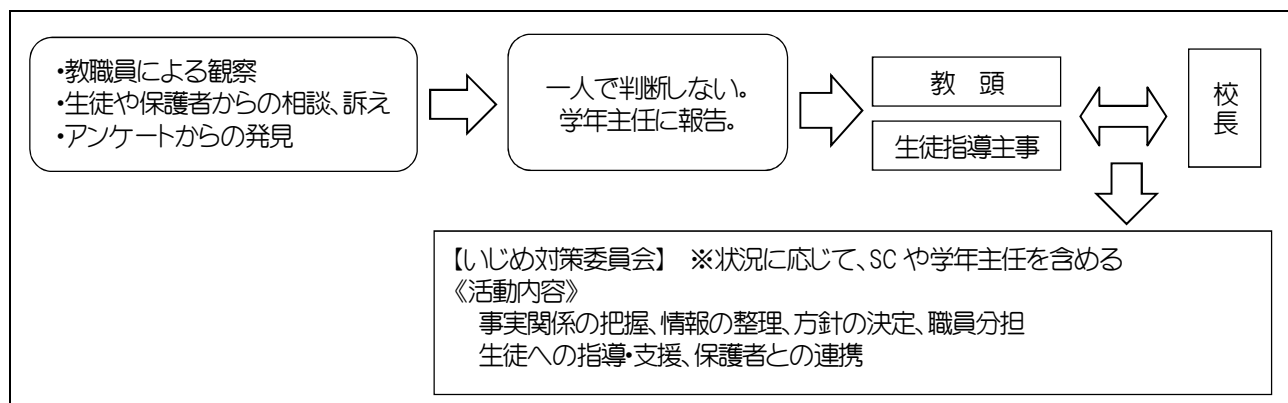
- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットや携帯電話を通じて送信される情報の特性を踏まえ、いじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル教育を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、(ＳＣ)、(学年主任)
<活 動> ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
 - ・いじめ防止、早期発見のための情報交換。
 - ・いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深める啓発を行う。
 - ・いじめ事案に対する対応に関すること。
<開 催> 月１回を定例会とし、週１回情報共有の場を設ける。

② いじめに対する措置（いじめ発見時の対応）



《具体的な活動内容》

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・傍観者や観衆に対しては、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させられるよう指導を行う。

(3) 重大事案への対処

重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめを防止するための取組に関すること。

(5) 学校いじめ防止基本方針の見直し

活動に対する検証や評価に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。

(6) 学校いじめ防止基本方針の公表

学校ホームページに公表する。

令和7年度4月改訂

いじめ対策年間計画

船橋市立小室中学校 いじめ対策委員会

	活動の内容			備考
	◇教職員の活動 ○生徒や保護者への活動 △生徒の活動	道徳教育	体験活動等	
4 月	◇「学校いじめ防止基本方針」の策定と共有 いじめ問題対応についての確認 ○保護者へのいじめ対策の説明と啓発 ○学級活動でのいじめ撲滅宣言	22 の価値項目をもとに 実施	入学式 新入生歓迎会	保護者会 家庭訪問
5 月	◇○授業参観（学校での様子の公開） ○ネット安全教室（情報モラル教育） ◇○第1回教育相談週間		校外学習（1・2年） 修学旅行	授業参観
6 月	△生徒会によるいじめ防止に関する活動 （予定：イエローリボンキャンペーン） △学級の諸問題についての話し合い		生徒総会 壮行会	三者面談
7 月	○三者面談（3年） △行事を通じた人間関係づくり ◇○いじめアンケート（第1期）		総合体育大会	三者面談 保護者会
8 月	◇校内研修			
9 月	△行事を通じた人間関係作り ◇○SCによる面談（1年生対象）	24 の価値項目をもとに 実施	体育祭	
10 月	△行事を通じた人間関係作り ◇○SCによる面談（1年生対象） ○三者面談（1～3年）		合唱祭	三者面談
11 月	△行事を通じた人間関係作り ◇SCによる面談（1年生対象） ◇○授業参観（学校での様子の公開）			授業参観
12 月	△学級の諸問題についての話し合い ◇○第2回教育相談週間 ◇○いじめアンケート（第2期）			
1 月	○学校評価（いじめへの取組に対する評価含む）			新入生保護者会
2 月	◇取組の反省，見直し		3年生を送る会	
3 月	△行事を通じた人間関係作り ○いじめアンケート（第3期） ◇記録整理（次年度職員への引継ぎ） ◇小中の情報連携のための連絡会		卒業式	保護者会

いじめに係る相談窓口

○船橋市立小室中学校 047-457-1865 担当：教頭，生徒指導主事，各学級担任

船橋市

○青少年センター 047-431-3749

○総合教育センター 047-422-7734

○家庭児童相談室 0120-087425

その他（千葉県，民間相談機関など）

○学校や家庭生活，友達のこと，心や体についての悩みに関する相談

子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 ※毎日 24 時間受付

○千葉県総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025

○24時間子供SOSダイヤル（全国共通ダイヤル） 0120-0-78310

○ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497

※20 歳未満の少年に関すること

○子供の人権に関する相談

子どもの人権 110 番（千葉地方法務局人権擁護課） 0120-007-110

○千葉いのちの電話 043-227-3900